

地籍基本調査基準点の移転等事務処理要領

制定 平成26年2月26日 環創地第791号（局長決裁）

改正 令和6年3月15日 環創地第465号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市街区基準点等管理保全要綱（以下「管理保全要綱」という。）

第7条に規定する測量標の移転請求に関する措置について定める。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、管理保全要綱の例による。

（移転対象となる測量標）

第3条 移転対象となる測量標は、地籍調査が完了していない区域内の基本調査基準点の測量標とする。

2 移転対象となる基本調査基準点の測量標のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理保全要綱に定める回答書に基づき、工事施行者又は土地所有者等の移転を請求した者（以下「移転請求者」という。）が、移転の措置を講じることなく、その測量標を撤去できるものとする。

(1) 地籍調査を実施するうえで、その効用に支障がない場合

(2) 土地、建物の所有者若しくは管理者から移転の請求があった場合

（機能の回復）

第4条 移転する基本調査基準点の測量標は、既設と同様の構造により設置し、その測量成果は、移転後の測量標を基に修正する。

2 前項の場合において同一構造による設置ができない場合は、構造を変更する。

3 測量作業は、国土調査法の規定に基づく効率的な手法導入推進基本調査作業規程準則の定めによるほか、同法の規定に基づく地籍調査作業規程準則及び同運用基準を準用し行う。

（機能回復の費用負担）

第5条 測量標を設置する工事及び測量作業に関する費用は移転請求者が負担する。

（機能回復の協議）

第6条 移転請求者は、機能の回復に必要な措置を講ずるために、あらかじめ地籍調査課長と協議をしなければならない。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。